

議案第42号

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

未使用の旧指定ごみ袋を有効活用するため南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年南風原町条例第4号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 9 年南風原町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ	町の指定するごみ袋 1 枚につき	大 30円 中 20円 小 17円
-------------------------------------	------------------	-------------------------

」

を

「

町が収集し、運搬し、処分する廃棄物のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみ	町の指定するごみ袋 1 枚につき	大 30円
		大（平型） 20円
		中 20円
		中（平型） 15円
		小 17円
		小（平型） 10円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にある南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部

を改正する条例（平成29年南風原町条例第33号）附則第2項に規定する旧指定ごみ袋は、当分の間、この条例による改正後の南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の大（平型）、中（平型）又は小（平型）として使用できるものとする。